

市内循環バスへの広告のご案内



柏原市役所

柏原市では、市民の皆様の身近な交通手段として、市直営の無料で乗車できる市内循環バス「きらめき号」を運行しております。

このバスは、車体に広告を掲載しながら市内の公共機関などにアクセスし、主要幹線道路を軽快に走行しておりますので、“走る広告塔”とも呼ばれております。

現在、走る広告塔“市内循環バス「きらめき号」”に掲載する広告を募集しております。

事業主のみなさま 市内循環バスに事業広告を掲載し、市民のみなさまに事業内容をアピールしながら宣伝しませんか。

【市内循環バスへの広告とは】

柏原市では市内循環バス「きらめき号」を5台運行しております。

この市内循環バスには、車外に広告を掲載するスペースを設けておりまして、みなさま方からご応募いただきました広告を掲載しながら、市内の主要幹線を軽快に走行しております。（5号車を除く）

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1日当たりの運行時間 | 約38時間 |
| 2. 1日当たりの利用者数 | 約1,000人 |
| 3. 1日当たりの走行距離 | 約580km |

【広告を掲載する場所】

広告を掲載する場所は、市内循環バス4台の両側面と背面です。

「広告A」、「広告B」、「広告C」は両側面に掲載したイメージです。

また、背面に掲載したイメージが「広告D」です。

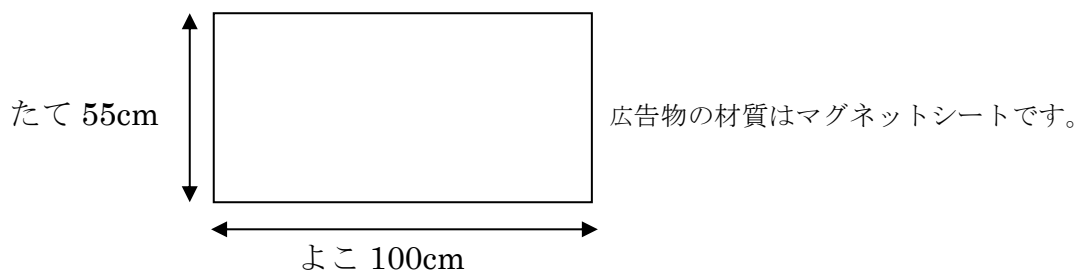
※ 両側面に掲載できないバスも有りますので、ご了承ください。



【広告物のサイズと広告枠】

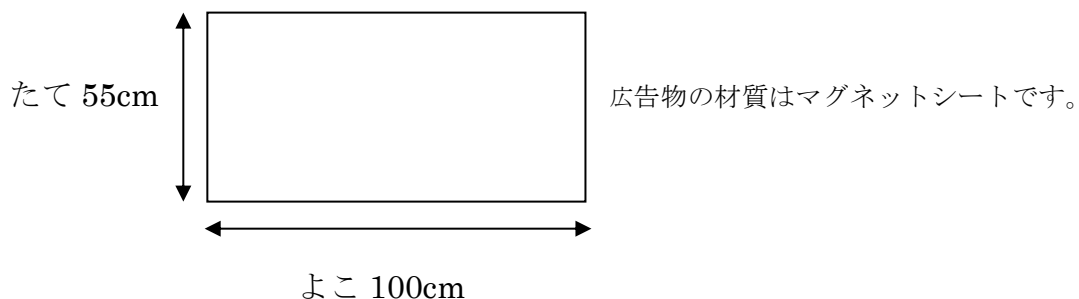
写真の「広告 A」、「広告 B」、「広告 C」は市内循環バスの両側面に掲載するタイプで、広告枠として24枠（広告主として12事業者）ご用意しております。

広告のサイズ たて 55cm よこ 100cm



写真の「広告 D」は市内循環バスの背面に掲載するタイプで広告枠として2枠（広告主として2事業者）ご用意しております。

広告のサイズ たて 55cm よこ 100cm



【応募方法と締切】

応募は所定の申込用紙をご利用いただき、交通政策課 にご提出ください。

応募の締切は、原則として毎月月末です。なお、月末が閉庁日の場合、その翌日以降の最初の業務日までです。

【広告料金】

「広告 A」、「広告 B」、「広告 C」、「広告 D」

1 か月間で 10,000 円（消費税込み）

（広告 A、B、C は広告物が 2 枚 1 組です）

〔掲載期間は別途相談に応じます〕

※循環バス停留所の広告も取り扱っております。

【決定通知書】

広告主を決定しますと、広告主に決定通知書と納付書をお送りいたします。

【広告の製作】

広告の素材はマグネットシートで、広告主が広告の内容などをあらかじめ本市と協議のうえ決めていただき、広告主ご自身で製作者に発注していただくことを原則としております。（両側面に広告を掲載するタイプでは、広告内容が異なっても結構です。）

なお、広告主のご依頼があれば、製作者をご紹介させていただいておりますが、この場合の広告製作費は、たて 55cm よこ 100cm で 1 枚 1 万円程度です。

【広告できない内容】

広告内容が次に該当する場合、広告の掲載をお断りしております。

- (1) 法令等に違反する広告
- (2) 市の市税に滞納がある法人又は市の市税に滞納がある者が代表者をつめる法人に関する広告
- (3) 市の信用又は品位を害するおそれのある広告
- (4) 特定の政党、政治団体等の活動、主張等に関わる広告
- (5) 公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職にある者又は当該公職の候補者若しくは当該公職の候補者になろうとする者に関わる広告
- (6) 特定の個人、団体等の名誉を傷つけるおそれのある広告
- (7) 特定の宗教の主張、勧誘、批判等に関わる広告
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条各項の適用を受ける業種及びこれに類すると判断されるものに関わる広告
- (9) 公序良俗に反すると判断される広告
- (10) その他不相当と認められる広告

【循環バスへの広告掲載方法】

広告物は、市内に広くお知らせ出来るよう4台ある市内循環バス間でローテーションを組み、定期的に張り替えるように致します。そのため特定の市内循環バス(特定のルート)のみに掲載することはできませんのでご了承ください。

【広告物の取扱等】

1. 広告の内容に関しては、本市では一切責任を負いかねますので、広告主自らの責任で対応していただきますようお願い致します。
2. 広告期間終了後は、速やかに広告物をお返し致しますので、交通政策課まで取りに来てください。

(広告掲載料の還付)

広告主が既に納付した広告料金は、次のいずれかに該当する以外は還付いたしません。

1. 広告主の責めによらない理由によって広告を掲載できなかったとき。
2. 広告主から、広告掲載の申込みの取下げがあったとき。
3. 行政運営上支障があると認めるとき。

記載方法

様式第3号（第8条関係）

広告掲載申込書

令和 年 月 日

(広告掲載申込者)



必ず記入してください

会社名 ○○商事株式会社

代表者

職・氏名 代表取締役社長 柏原太郎 印

住所・電話 柏原市安堂町1番55号 072-972-1501

担当者

職・氏名 総務担当 柏原二郎

- ・柏原市有料広告掲載に関する取扱要綱第8条の規定により、下記の内容で申込みます。

記

以上

広告媒体名	市内循環バス（きらめき号）
掲載予定日	令和 年 月 日 ※ 空白でお願いします
広告スペース	
広告掲載期間	ヶ月
納付方法	一括

様式第3号（第8条関係）

広告掲載申込書

令和 年 月 日

(広告掲載申込者)

会社名 _____

代表者

職・氏名 _____ (印)

住所・電話 _____

担当者

職・氏名 _____

- ・ 柏原市有料広告掲載に関する取扱要綱第8条の規定により、下記の内容で申込みます。

記

以上

広告媒体名	市内循環バス（きらめき号）
掲載予定日	令和 年 月 日 ※ 空白でお願いします
広告スペース	
広告掲載期間	ヶ月
納付方法	一括

【お問い合わせ先】

市内循環バスに対するお問い合わせは、下記までお願いします。

〒582-8555

大阪府柏原市安堂町1番55号

大阪府 柏原市役所 交通政策課

電話番号 072-971-2263 (直通)

Fax 072-972-2401

E-mail syaryou@city.kashiwara.osaka.jp